

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県知事 浜田恵造

## 香川県規則第59号

### 香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式目次</p> <p>第1号様式～第19号様式の10 略</p> <p>第19号様式の11 譲渡担保財産権利者に対して<u>納税の告知</u>をした旨の通知書</p> <p>第20号様式～第115号様式 略</p> <p>第2号様式（第3条関係）</p> <p>納期限変更告知書</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>香川県県税事務所長 印</p> <p>地方税法第13条の2第1項（及び地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定によって線上徴収しますので下記のとおり納期限を変更します。</p> <p>略</p> <p>納付（入）場所</p> <p>線上徴収の理由</p> <p>注意 略</p>	<p>様式目次</p> <p>第1号様式～第19号様式の10 略</p> <p>第19号様式の11 譲渡担保財産権利者に対して<u>納税告知</u>をした旨の通知書</p> <p>第20号様式～第115号様式 略</p> <p>第2号様式（第3条関係）</p> <p>納期限変更告知書</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>香川県知事 印 (香川県県税事務所長)</p> <p>地方税法第13条の2第1項の規定によって線上徴収しますので下記のとおり納期限を変更します。</p> <p>略</p> <p>納付（入）場所</p> <p>注意 略</p>

## 第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）

（還付（充当）通知書の表面）

略

### （還付（充当）通知書の裏面）

充 当 の 根 拠	
表面に記載する還付金（還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。）の充当の根拠は、次のとおりです（「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。）。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。	
法人県民税の還付金の充当 法第53条第20項（法第53条第5項において準用する場合を含む。）、法第53条第45項、法第53条第38項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の4第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の5の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項	
法人事業税の還付金の充当 法第71条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の25第4項（法第72条の11の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。）、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の1第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条の1項	
不動産税の還付金の充当 法第71条の2第8項（法第73条の27第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の第3項又は附則第11条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の3第5項（法第73条の27の4第2項又は第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項	
県たばこ税の還付金の充当 法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項	
自動車税の還付金の充当 法第125条第7項（法第126条第2項において準用する場合を含む。）、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項	
軽油引取税の還付金の充当 法第14条の30第2項	
自動車税の還付金の充当 法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項	
上記の還付金以外の還付金の充当 法第17条の2第1項、法第17条の4	

## 第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）

（還付（充当）通知書の表面）

略

### （還付（充当）通知書の裏面）

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。	
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。	
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	

第3号様式（その2）（第3条、第14条の2関係）  
(還付（充当）通知書の表面)

略

備考 略

(還付（充当）通知書の裏面)

充 当 の 根 拠

表面に記載する還付金（還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。）の充当の根拠は、次のとおりです（「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。）。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。

法人県民税の還付金の充当

法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、法第53条第35項、法第53条第38項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の4第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の8の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項

法人事業税の還付金の充当

法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項（法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。）、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項

不動産取得税の還付金の充当

法第73条の2第8項（法第73条の27第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の5第3項又は附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の3第5項（法第73条の27の4第2項又は第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項

県たばこ税の還付金の充当

法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項

自動車取得税の還付金の充当

法第125条第7項（法第126条第2項において準用する場合を含む。）、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

軽油引取税の還付金の充当

法第144条の30第2項

自動車税の還付金の充当

法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

上記の還付金以外の還付金の充当

法第17条の2第1項、法第17条の4

第3号様式（その2）（第3条、第14条の2関係）

略

備考 略

第4号様式（その4）（第3条関係）

軽油引取税納税通知書	年　月　日
納稅者の住所及び氏名又は名称　様	香川県県税事務所長　印
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。	
略	
注意 1・2 略 3 納期限までに税金を完納しない場合には、督促を受けることなく差押処分を受けることになりますから注意してください。 4 略	
略	

第4号様式（その4）（第3条関係）

軽油引取税納税通知書	年　月　日
納稅者の住所及び氏名又は名称　様	香川県県税事務所長　印
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。	
略	
注意 1・2 略 3 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び滞納金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。 4 略	
略	

第4号様式（その6）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

納稅者の住所及び氏名又は名称　様	
※ 略	
個人情報保護のため、口座番号の下3桁を「***」で表示しています。	
上記のとおり賦課決定したので通知します。	
年　月　日	
香川県県税事務所長	印
上記の自動車税については、口座振替の取扱いとなっております。御指定の預金口座の残高をお確かめください。	

（納税通知書の裏面）

略

第4号様式（その6）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

納稅者の住所及び氏名又は名称　様	
※ 略	
個人情報保護のため、口座番号の下3桁を「***」で表示しています。	
年　月　日	
香川県県税事務所長	印
上記の自動車税については、口座振替の取扱いとなっております。御指定の預金口座の残高をお確かめください。	

（納税通知書の裏面）

略

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

- 1 2 略
- 3 納期限までに税金を完納しない場合には、督促を受けることなく差押処分を受けることになりますから注意してください。
- 4 略

略

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

- 1 2 略
- 3 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び滞納金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。
- 4 略

略

第6号様式（第3条関係）

納額告知書							
年 月 日							
過料を科される者の住所及び氏名又は名称 様							
香川県県税事務所長 國							
<p>香川県税条例第25条第1項の規定により、下記のとおり過料を科すので、別に交付する納入通知書により納期限までに納付してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">過 料 の 額</td> <td style="width: 85%;">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table>		過 料 の 額	円	納 期 限	年 月 日	理 由	
過 料 の 額	円						
納 期 限	年 月 日						
理 由							
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正當な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>							

第6号様式（第3条関係）

（納額告知書の表面）

④ 納額告知書兼領収証書							
口座番号		加入者					
納人住所氏名							
年度							
第 号		分					
	百	十	万	千	百	十	円
計							
上記の金額を 年 月 日までに 指定金融機関等、県内ゆうちょ銀行、県内郵便局又は香川県県税事務所へ納付してください。							
年 月 日	領 收 日 付 印						
香川県県税事務所長 國							
上記の金額を領收しました。							
◎この領収証書は、重要な基準となりますから大切に保存してください。							
報告番号		領 收 日 付 印					
日	口数	口					
計	金額	円	印				
受付局・金融機関保存							
取りまとめ店		領 收 日 付 印					
消込印	再検印						
取りまとめ店→加入者							

(納額告知書の裏面)

賦課の根拠	地方税法 第 条
	香川県税条例 第 条

注 意

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考

- 1 この納額告知書は、条例第25条第1項の規定により過料を徴するときに用いる。
- 2 用紙の大きさは、各票とも用紙日本工業規格B5 1/3さいとする。
- 3 黒色刷とする。

第7号様式（その1）（第3条関係）  
(督促状の表面)

県 稅 督 促 状

あなたの下記の県税が滞納となっておりますので、至急納付（入）してください。

既に納付（入）されている場合は、この督促状による督促とあなたの納付（入）とが行き違いとなったものと思われますので、御了承ください。

略

年 月 日

納税者又は特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長

印

裏面の注意書もよくお読みください。

(督促状の裏面)  
略

第7号様式（その1）（第3条関係）  
(督促状の表面)

県 税 督 促 状

あなたの下記の県税が滞納となっておりますので、至急納付（入）してください。

既に納付（入）されている場合は、この督促状による督促とあなたの納付（入）とが行き違いとなったものと思われますので、御了承ください。

略

年 月 日

納税者又は特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 様

香川県知事

印

(香川県県税事務所長)

裏面の注意書もよくお読みください。

(督促状の裏面)  
略

第8号様式の2（第3条関係）

納付（納入）催告書									
年 月 日 様 香川県県税事務所長 印									
<p>下記の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、同人の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額はさきに納付（納入）通知書で通知しましたが、いまだ納付（納入）がありませんので、至急納付（納入）してください。</p>									
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住 所 氏 名								
滞 納 金 額	年 度	期 别	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金	滞 納 处分費	摘 要
					円	円	円	円	
上記納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額			納付（納入）の期限			納付（納入）場所			
円			年 月 日						
第二次納税義務（保証債務）を負う理由									
備 考									
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>既に納付（納入）されている場合は、この催告書による督促とあなたの納付（納入）とが行き違ったものと思われますので、御了承ください。</li> <li>この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までにあなたが納付（納入）すべき金額を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。</li> <li>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</li> <li>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</li> </ol> <p>4 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この催告書作成の日までのものです。</p>									

第8号様式の2（第3条関係）

納付（納入）催告書		
第 号		
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住 所	
	氏 名	
上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（又は保証人）として納付（納入）すべき金額		円
<p>上記の金額は、さきに納付（納入）通知書で通知しましたが、いまだ納付（納入）がありませんので、至急納付（納入）してください。</p> <p>本状受付 年 月 日 香川県知事 印 (香川県県税事務所長)</p>		
御 注意 意	<p>1 納付（納入）通知書をなくした場合は、この書面と現金を持って行けば納められます。</p> <p>2 既に納付（納入）されている場合は、この催告書による督促とあなたの納付（納入）とが行き違ったものと思われますので、御了承ください。</p> <p>3 この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合には、あなたの財産を差し押さえなければならなくなりますので、至急納付（納入）してください。</p> <p>4 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

備考 黒色刷とし、「納付（納入）催告書」と「御注意」の部分のみ赤色刷とする。

## 第19号様式の2（第5条の2関係）

納付（納入）通知書									
年月日 様									
香川県県税事務所長　印									
<p>あなたは、地方税法（及び地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により、下記の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、同人の滞納金額のうち、下記の金額を納付（納入）しなければならないこととなりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。</p>									
納税者又は 特別徴収義務者		住所 氏名							
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納 処分費	摘要
					円	円	円	円	
上記納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額			納付（納入）の期限			納付（納入）場所			
円			年月日						
第二次納税義務（保証債務）を負う理由									
備考									
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</li> <li>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</li> <li>催告書を発した日から起算して10日を経過した日までにあなたが納付（納入）すべき金額を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。</li> <li>「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。</li> </ol>									

## 第19号様式の2（第5条の2関係）

納付（納入）通知書									
年月日 様									
香川県知事　印 (香川県県税事務所長)									
<p>あなたは、地方税法第　条　の規定により、下記の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、同人の滞納金額のうち、下記の金額を納付しなければならないこととなりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。</p>									
納税者又は 特別徴収義務者		住所 氏名							
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納 処分費	摘要
									円
									円
									円
									円
上記納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額			納付（納入）の期限			納付（納入）場所			
円			年月日						
第二次納税義務（保証債務）を負う根拠規定									
備考									
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</li> <li>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</li> <li>「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。</li> </ol>									

第19号様式の3（第5条の3関係）

相続人代表者指定（変更）届出書									
年　月　日									
香川県県税事務所長	殿								
被相続人									
相続人									
地方税法第9条の2第1項の規定により、下記の者を相続人の代表者に指定（変更）しましたので、届け出ます。									
<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>印</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>		氏名	印						
氏名	印								
略									

第19号様式の3（第5条の3関係）

相続人代表者指定（変更）届出書									
年　月　日									
香川県知事	殿								
<u>(香川県県税事務所長)</u>									
被相続人									
相続人									
下記の者を相続人の代表者に指定（変更）しましたので、 <u>地方税法第9条の2第1項の規定により</u> 届け出ます。									
<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>印</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>		氏名	印						
氏名	印								
略									

第19号様式の4（第5条の3関係）

相続人代表者指定通知書	
年　月　日	
相続人	
住（居）所	
様	
香川県県税事務所長	印
地方税法第9条の2第2項の規定により、相続人代表者を下記のとおり <u>指定しました</u> ので、 <u>通知します</u> 。	
略	

第19号様式の4（第5条の3関係）

相続人代表者指定通知書	
年　月　日	
相続人	
住（居）所	
様	
香川県知事	印
<u>(香川県県税事務所長)</u>	
地方税法第9条の2第2項の規定により、相続人代表者を下記のとおり <u>指定します</u> 。	
略	

## 第19号様式の7（第5条の5関係）

担保権付財産の譲渡に係る徴収通知書			
質権者又は抵当権者 住（居）所 様		年　月　日	
		<u>香川県県税事務所長</u> 印	
地方税法第14条の16第1項の規定により、下記の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。			
略			

## 第19号様式の7（第5条の5関係）

担保権付財産の譲渡に係る徴収通知書			
質権者又は抵当権者 住（居）所 様		年　月　日	
		<u>香川県知事</u> 印 <u>(香川県県税事務所長)</u>	
地方税法第14条の16第1項の規定により、下記の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。			
略			

## 第19号様式の8（第5条の5関係）

担保権付財産の譲渡に係る交付要求書			
執行機関 殿		年　月　日	
		<u>香川県県税事務所長</u> 印	
地方税法第14条の16第5項の規定により、下記の徴収金額を下記担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。			
略			
担 保 權 者	住（居）所	氏 名	登 記 順 位
注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。			

## 第19号様式の8（第5条の5関係）

担保権付財産の譲渡に係る交付要求書			
執行機関 殿		年　月　日	
		<u>香川県知事</u> 印 <u>(香川県県税事務所長)</u>	
地方税法第14条の16第5項の規定により、下記の徴収金額を下記担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。			
略			
担 保 權 者	住（居）所	氏 名	登 記 順 位
備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。			

## 第19号様式の10（第5条の7関係）

譲渡担保財産に係る納税告知書	
年　月　日	譲渡担保権者 住（居）所 様
	香川県県税事務所長　印
<p>地方税法第14条の18第1項の規定により、あなたは下記納税者（特別徴収義務者）の譲渡担保財産の権利者として、当該納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、下記の金額を納めなければならぬことになりましたので、納付（納入）の期限までに、納付（納入）してください。</p>	
略	
<p><b>注意</b></p> <p>1 略</p> <p>2 この告知書を発した日から起算して10日を経過した日までにあなたが納付（納入）すべき金額を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。</p> <p>3 略</p>	

## 第19号様式の10（第5条の7関係）

譲渡担保財産に係る納税告知書	
年　月　日	譲渡担保権者 住（居）所 様
	香川県知事　印 (香川県県税事務所長)
<p>地方税法第14条の18第1項の規定により、あなたは下記納税者（特別徴収義務者）の譲渡担保財産の権利者として、当該納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、下記の金額を納めなければならぬことになりましたので、納付（納入）の期限までに、納付（納入）してください。</p>	
略	
<p><b>注意</b></p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	

第19号様式の11（第5条の7関係）

譲渡担保財産権利者に対して納税の告知をした旨の通知書											
年 月 日											
滞納者 住（居）所 様 香川県県税事務所長 國											
地方税法第14条の18第2項の規定により、あなたが滞納している金額について、下記の譲渡担保財産権利者に対して、納税の告知をしましたので、通知します。											
譲渡担保財産権利者 滞 納 金 額	住（居）所										
	氏 名										
	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞 納 処 分 費	摘要		
					円	円	円	円			
上記滞納金額のうち、譲渡担保財産権利者の納付（納入）すべき額			納付（納入）の期限			納付（納入）の場所					
譲渡担保財産権利者への納税告知年月日											
譲 渡 保 財											
注意 「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成の日までのものです。											

第19号様式の11（第5条の7関係）

譲渡担保財産権利者に対して納税告知をした旨の通知書											
年 月 日											
滞納者 住（居）所 様 香川県知事 (香川県県税事務所長) 國											
地方税法第14条の18第2項の規定により、あなたが滞納されている金額について、下記の譲渡担保財産権利者に対して、納税告知書を発しました。											
譲渡担保財産権利者 滞 納 金 額	住（居）所										
	氏 名										
	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞 納 処 分 費	摘要		
					円	円	円	円			
上記滞納金額のうち、譲渡担保財産権利者の納付（納入）すべき額						納付（納入）の期限			納付（納入）の場所		
譲渡担保財産権利者への納税告知年月日											
譲 渡 保 財											
注意											
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。											
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。											
2 「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成の日までのものです。											

第40号様式中「香川県出納長」を「香川県会計管理者」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>第46号様式の2（第13条の5関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">担 保 提 供 書</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td>香川県県税事務所長</td><td>殿</td></tr><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td>印</td></tr><tr><td colspan="2">下記のとおり担保を提供いたします。</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>注 略</p>	担 保 提 供 書		年 月 日		香川県県税事務所長	殿	住 所		氏 名	印	下記のとおり担保を提供いたします。		略		<p>第46号様式の2（第13条の5関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">担 保 提 供 書</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td>香川県知事</td><td>殿</td></tr><tr><td colspan="2">(香川県県税事務所長)</td></tr><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td>印</td></tr><tr><td colspan="2">下記のとおり担保を提供いたします。</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>注 略</p>	担 保 提 供 書		年 月 日		香川県知事	殿	(香川県県税事務所長)		住 所		氏 名	印	下記のとおり担保を提供いたします。		略	
担 保 提 供 書																															
年 月 日																															
香川県県税事務所長	殿																														
住 所																															
氏 名	印																														
下記のとおり担保を提供いたします。																															
略																															
担 保 提 供 書																															
年 月 日																															
香川県知事	殿																														
(香川県県税事務所長)																															
住 所																															
氏 名	印																														
下記のとおり担保を提供いたします。																															
略																															

## 第46号様式の3（その1）（第13条の6関係）

保全担保提供命令書	
年月日	
様 香川県県税事務所長 団	
地方税法第16条の3第1項（第144条の20第1項）の規定により、県税の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。	
略	
担保の提供期間	
担保額の算出根拠	
命令する理由	
注意 略	

備考 略

## 第46号様式の3（その1）（第13条の6関係）

保全担保提供命令書	
年月日	
様 香川県知事 団 (香川県県税事務所長)	
地方税法第16条の3第1項（第144条の20第1項）の規定により、県税の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。	
略	
担保の提供期間	
担保額の算出根拠	
注意 略	

備考 略

## 第46号様式の3（その2）（第13条の6関係）

担保提供命令書		
年 月 日 様		
香川県県税事務所長 國		
県税等の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。		
担 保 の 内 容	担保される税目	法人県民税（法人事業税、地方法人特別税）
	担保される金額	円
担保の種類		
担保の提供期限		
担保のさ算 され出る根 金拠		
命令する理由		
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

## 第46号様式の3（その2）（第13条の6関係）

担保提供命令書		
年 月 日 様		
香川県県税事務所長 國		
県税等の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。		
該当条項		地方税法第55条の2第2項・第55条の4第2項・第72条の38の2第2項（同条第7項において準用する同条第2項）・第72条の39の2第2項・第72条の39の4第2項
担 保 の 内 容	担保される税目	法人県民税・法人事業税・地方法人特別税
	担保される金額	円
担保の種類		
担保の提供期限		
担保のさ算 され出る根 金拠		
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

## 第46号様式の4（第13条の6関係）

保全担保に係る抵当権設定通知書			
年　月　日			
様			
香川県県税事務所長　　印			
<p>地方税法第16条の3第4項の規定により、さきに保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、あなたの財産について、下記のとおり抵当権を設定します。</p>			
抵 当 権 の 内 容	担保される県税	年　月　日以後に課税される	税
	担保される金額	円	
	担保 財 産		
注意　略			

## 第46号様式の4（第13条の6関係）

保全担保に係る抵当権設定通知書			
年　月　日			
様			
香川県知事　　印			
<p>（香川県県税事務所長）</p> <p>地方税法第16条の3第4項の規定により、さきに保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、あなたの財産について、下記のとおり抵当権を設定します。</p>			
抵 当 権 の 内 容	担保に供する県税	年　月　日以後に課税される	税
	担保に供する金額	円	
	担保 財 産		
注意　略			

## 第46号様式の5（第13条の7関係）

保全差押金額決定通知書		
年 月 日		
様		
香川県県税事務所長 団		
地方税法第16条の4第1項の規定により、下記のとおり保全差押金額を決定しました。		
保 全 差 押 金 額	年 度 及 び 税 目	金 額
		円
理		
由		
注意 略		

## 第46号様式の5（第13条の7関係）

保全差押金額決定通知書		
年 月 日		
様		
香川県知事 団 (香川県県税事務所長)		
地方税法第16条の4第2項の規定により、下記のとおり保全差押金額を決定しました。		
保 全 差 押 金 額	年 度 及 び 税 目	金 額
		円
備 考		
注意 略		

第46号様式の6（第13条の7関係）

担保金充当申請書	
年　月　日	
香川県県税事務所長	殿
申　請　者	
住（居）所	
氏　名	㊞
地方税法施行令第6条の12第4項の規定により、さきに提供しました下記担保金を、県税に係る徴収金に充当してください。	
略	

第46号様式の6（第13条の7関係）

担保金充当申請書	
年　月　日	
香川県知事	殿
(香川県県税事務所長)	
申　請　者	
住（居）所	
氏　名	㊞
地方税法施行令第6条の12第4項の規定により、さきに提供しました下記担保金を、県税に係る徴収金に充当してください。	
略	

第47号様式（その1）（第14条関係）

徴収（換価）猶予通知書	
年　月　日	
様	
香川県県税事務所長	㊞
下記のとおり徴収（換価）を猶予したので、通知します。 なお、分納計画は、確実に履行してください。	
略	
猶予の理由	
略	

第47号様式（その1）（第14条関係）

徴収（換価）猶予通知書	
年　月　日	
様	
香川県知事	㊞
(香川県県税事務所長)	
下記のとおり徴収（換価）を猶予したので、通知します。 なお、分納計画は、確実に履行してください。	
略	
該当条項	地方税法第　条　項　号
略	

## 第47号様式（その4）（第14条関係）

滯 納 処 分 停 止 通 知 書		
年 月 日		
様		
香川県県税事務所長 國		
<p>下記の県税に係る徴収金については、滞納処分の執行を停止したので、通知します。</p> <p>ただし、これによってあなたの納税義務が消滅したわけではありませんから、資力の回復次第直ちに納付してください。</p>		
略		

備考 略

## 第47号様式（その4）（第14条関係）

滯 納 処 分 停 止 通 知 書		
年 月 日		
様		
香川県知事 國		
(香川県県税事務所長)		
<p>下記の県税に係る徴収金については、滞納処分の執行を停止したので、通知します。</p> <p>ただし、これによってあなたの納税義務が消滅したわけではありませんから、資力の回復次第直ちに納付してください。</p>		
略		

備考 略

## 第48号様式（その1）（第14条関係）

徴 収 (換 価) 猶 予 取 消 通 知 書		
年 月 日		
様		
香川県県税事務所長 國		
<p>年 月 日 付けで徴収(換価)の猶予の通知をした県税に 係る徴収金については、下記のとおり徴収(換価)の猶予を取り消したので、 通知します。</p>		
略		

## 第48号様式（その1）（第14条関係）

徴 収 (換 価) 猶 予 取 消 通 知 書		
年 月 日		
様		
香川県知事 國		
(香川県県税事務所長)		
<p>年 月 日 付けで徴収(換価)の猶予の通知をした県税に 係る徴収金については、下記のとおり徴収(換価)の猶予を取り消したので、 通知します。</p>		
略		

## 第48号様式（その2）（第14条関係）

滞納処分停止取消通知書					
年　月　日					
様					
			香川県県税事務所長	印	
<p>年　　月　　日付けで滞納処分の執行の停止の通知をした下記の県税に係る徴収金については、その執行の停止を取り消したので、通知します。</p>					
略					

## 第48号様式（その2）（第14条関係）

滞納処分停止取消通知書					
年　月　日					
様					
			香川県知事	印	
<p><u>(香川県県税事務所長)</u></p> <p>年　　月　　日付けで滞納処分の執行の停止の通知をした下記の県税に係る徴収金については、その執行の停止を取り消したので、通知します。</p>					
略					

## 第53号様式（第16条関係）

年　月　日	申請者	住所		業種	
香川県県税事務所長 殿					
氏名 <span style="float: right;">印</span>					
延滞金減免申請書					
略					

備考 略

## 第53号様式（第16条関係）

年　月　日	申請者	住所		業種	
香川県知事殿 <u>(香川県県税事務所長)</u>					
氏名 <span style="float: right;">印</span>					
延滞金減免申請書					
略					

備考 略

## 第65号様式（第26条関係）

第 号

## ゴルフ場利用税特別徴収義務者指定書

住 所

氏 名

香川県税条例第63条第  項の規定により、 年  月  日から  
下記に対するゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定します。

年  月  日

香川県県税事務所長



記

ゴルフ場の所在地	<input type="text"/>
ゴルフ場の名称	<input type="text"/>
経営者の住所又は所在地	<input type="text"/>
経営者の氏名又は名称	<input type="text"/>
指定の理由	<input type="text"/>
その他の	<input type="text"/>

注意 略

## 第65号様式（第26条関係）

第 号

## ゴルフ場利用税特別徴収義務者指定書

住 所

氏 名

香川県税条例第63条第  項の規定により、 年  月  日から  
下記に対するゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定します。

年  月  日

香川県県税事務所長



記

ゴルフ場の所在地	<input type="text"/>
ゴルフ場の名称	<input type="text"/>
経営者の住所又は所在地	<input type="text"/>
経営者の氏名又は名称	<input type="text"/>
その他の	<input type="text"/>

注意 略

第95号様式の3（第45条の3関係）

年　月　日

香川県県税事務所長 殿

証紙代金収納計器取扱者 ㊞

始動標札交付申請書

次のとおり始動票札の交付を申請します。

略

注 略

第95号様式の7（第45条の7関係）

証紙代金収納計器使用状況報告書（年　月分）

年　月　日

香川県県税事務所長 殿

証紙代金収納計器取扱者 ㊞

月分の使用状況を次のとおり報告します。

略

第95号様式の3（第45条の3関係）

年　月　日

香川県知事 殿

証紙代金収納計器取扱者 ㊞

始動標札交付申請書

次のとおり始動票札の交付を申請します。

略

注 略

第95号様式の7

証紙代金収納計器使用状況報告書（年　月分）

年　月　日

香川県知事 殿

証紙代金収納計器取扱者 ㊞

月分の使用状況を次のとおり報告します。

略

## 第96号様式（その1）（第47条関係）

(動産・有価証券用)

差押調書	
年月日	
(所属名) 香川県職員 氏名 ㊞	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> (及び(並びに) <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ) の規定により下記の財産を差し押さえました。	
略	
国税徴収法第60条第1項の規定により、上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 なお、この処分については、 <u>地方税法</u> (及び(並びに) <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ) の規定により、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものとされています。	
様	年月日 (所属名) 香川県職員 氏名 ㊞
略	

## 第96号様式（その2の1のイ）（第47条関係）

(債権用)

差押調書	
年月日	
(所属名) 香川県職員 氏名 ㊞	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> (及び(並びに) <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ) の規定により下記の財産を差し押さえました。	
略	

## 第96号様式（その1）（第47条関係）

(動産・有価証券用)

差押調書	
年月日	
(所属名) 香川県職員 氏名 ㊞	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。	
略	
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。	
様	年月日 (所属名) 香川県職員 氏名 ㊞
略	

## 第96号様式（その2のイ）（第47条関係）（事務所控え）

(債権用)

差押調書	
年月日	
(所属名) 香川県職員 氏名 ㊞	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。	
略	

第96号様式（その2の1の口）（第47条関係）

(債権用)

差押調書		
この差押財産の取立てその他の処分を禁じます		
年	月	日
(所属名) 香川県職員 氏名㊞		
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえました。		
略		

第96号様式（その2の口）（第47条関係）（滞納者用）

(債権用)

差押調書		
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます		
年	月	日
(所属名) 香川県職員 氏名㊞		
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。		
略		

## 第96号様式（その2の2のイ）（第47条関係）

(電子記録債権用)

差押調書									
年月日									
(所属名) 香川県職員 氏名印									
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえました。									
滞納者 氏名	住(居)所								
	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納処分費	摘要
					円	円	円	円	
差押電子記録債権	債務者	住(居)所				氏名			
履行期限									
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年月日（印）									
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 年月日（印）									
債権差押通知書（電子債権記録機関あて）を受領しました。 年月日（印）									

第96号様式（その2の2の口）（第47条関係）

(電子記録債権用)

差押調書									
この差押財産の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁じます					年月日				
					(所属名) 香川県職員 氏名㊞				
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえました。									
滞納者	住（居）所								
	氏名								
滞納金額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納処分費	摘要
					円	円	円	円	
差押電子記録債権	債務者	住（居）所				氏名			
<p><b>注意</b></p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。</p>									

## 第96号様式（その4）（第47条関係）

(第三債務者等がある無体財産権等用)

差押調書	
年月日	
(所属名) 香川県職員 氏	名印
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により下記の財産を差し押さえました。	
略	

## 第96号様式（その4）（第47条関係）

(第三債務者等がある無体財産権等用)

差押調書	
年月日	
(所属名) 香川県職員 氏	名印
<u>下記のとおり</u> 、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。	
略	

第96号様式（その5のイ）（第47条関係）

（振替社債等用）

差押調書								
年月日 (所属名) 香川県職員 氏名(印)								
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえました。								
滞納者 氏名	住（居）所							
	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納処分費
					円	円	円	円
差押 振替 社債 等								
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年月日（ 印）								
差押通知書（発行者あて）を受領しました。 年月日（ 印）								
差押通知書（振替機関等あて）を受領しました。 年月日（ 印）								

第96号様式（その5の口）（第47条関係）

(振替社債等用)

差押調書									
年月日									
この差押財産の取立てその他の処分又は振替 若しくは抹消の申請を禁じます									
(所属名) 香川県職員 氏名⑩									
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえました。									
滞納者	住（居）所								
	氏名								
	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納処分費	摘要
					円	円	円	円	
差押振替社債等									
注意 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。									

第97号様式（その1）（第47条関係）

(債権用)

債 権 差 押 通 知 書		年 月 日	
第三債務者 住（居）所	様		
		（所属名） 香川県職員 氏	名 ㊞
<p>下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえますから、履行期限までに本職あて支払ってください。この通知を受けた後債権者に対して支払つても、その支払は、無効です。</p>			
略			

第97号様式（第47条関係）

(債権用)

債 権 差 押 通 知 書		年 月 日	
第三債務者 住（居）所	様		
		（所属名） 香川県職員 氏	名 ㊞
<p>下記のとおり滞納金額を徴収するため債権を差し押えますから、履行期限までに本職あて支払ってください。この通知を受けた後債権者に対して支払つても、その支払は無効です。</p>			
略			

第97号様式（その2のイ）（第47条関係）

(電子記録債権用)

債 権 差 押 通 知 書									
年 月 日									
第三債務者 住（居）所 様									
(所属名) 香川県職員 氏 名 ®									
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえますから、履行期限までに本職あて支払ってください。この通知を受けた後債権者に対して支払っても、その支払は、無効です。									
滞 納 金 額	住（居）所								
	氏 名								
	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金	滞 納 処分費	摘要
					円	円	円	円	
差 押 電 子 記 録 債 権	債 務 者	住（居）所				氏名			
履 行 期 限									
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。									
2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。									

第97号様式（その2の口）（第47条関係）

(電子記録債権用)

債 権 差 押 通 知 書									
年 月 日									
電子債権記録機関 住(居)所 様 (所属名) 香川県職員 氏 名 ㊞									
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえます。この通知を受けた後下記の財産に係る電子記録をしても、その電子記録は、無効です。									
滞 納 金 額	住(居)所								
	氏 名								
	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金	滞 納 処分費	摘要
					円	円	円	円	
差 押 電 子 記 録 債 権	債 務 者	住(居)所				氏名			
履 行 期 限									
注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。									

第97号様式の2（第47条関係）

担保権付債権差押通知書	
担保権設定者 住（居）所 様	年　月　日
香川県県税事務所長　印	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等</u> に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえました。	
略	

第97号様式の2（第47条関係）

担保権付債権差押通知書	
担保権設定者 住（居）所 様	年　月　日
香川県知事　印 (香川県県税事務所長)	
下記のとおり滞納者の滞納金額を徴収するため、 <u>担保権付債権を差し押えました。</u> <u>国税徴収法第64条</u> の規定により通知します。	
略	

第98号様式（その1）（第47条関係）

（第三債務者等がある無体財産権等用）

差　押　通　知　書	
第三債務者等 住（居）所 様	年　月　日
(所属名) 香川県職員　氏　名　印	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等</u> に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえます。	
略	

第98号様式（第47条関係）

（第三債務者等がある無体財産権等用）

差　押　通　知　書	
第三債務者等 住（居）所 様	年　月　日
(所属名) 香川県職員　氏　名　印	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。	
略	

## 第98号様式（その2のイ）（第47条関係）

(振替社債等用)

差押通知書									
年 月 日									
発行者 住（居）所 様 （所属名） 香川県職員 氏									
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえましたから、本職あて支払ってください。この通知を受けた後滞納者に対して支払っても、その支払は、無効です。									
滞 納 者	住（居）所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納処分費	摘要
					円	円	円	円	
差 押 振 替 社 債 等									
<b>注意</b> 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。									

第98号様式（その2の口）（第47条関係）

(振替社債等用)

差押通知書									
年月日									
振替機関等 住（居）所 様									
(所属名) 香川県職員 氏名④									
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により下記の財産を差し押さえます。この通知を受けた後に下記の財産の振替又は抹消をして、その振替又は抹消は、無効です。									
滞納金額	住（居）所								
	氏名								
	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金	滞納処分費	摘要
					円	円	円	円	
差押振替社債等									
注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。									

第99号様式（第47条関係）

（不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用）

差押書	
滞納者 住（居）所	年月日
様  (所属名) 香川県職員 氏	名 <sup>㊞</sup>
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により下記の財産を差し押さえます。	
略	

第99号様式（第47条関係）

（不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用）

差押書	
滞納者 住（居）所	年月日
様  (所属名) 香川県職員 氏	名 <sup>㊞</sup>
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。	
略	

第100号様式（第47条関係）

交付要求書			
執行機関名 殿	年月日		
香川県県税事務所長	印		
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により交付要求をします。			
略			
交付要求に係る財産又は事件名			
	執行機関名	差押年月日	
注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。			

第100号様式（第47条関係）

交付要求書			
執行機関名 殿	年月日		
香川県知事	印		
(香川県県税事務所長)			
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、 <u>国税徴収法第82条第1項</u> の規定により交付要求をします。			
略			
交付要求に係る財産又は事件名			
	執行機関名	差押年月日	

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。

## 第100号様式の2（その1）（第47条関係）

交付要求通知書		
滞納者 住（居）所	年　月　日	
様 <u>香川県県税事務所長</u>	回	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により交付要求をしました。		
略		

## 第100号様式の2（その1）（第47条関係）

交付要求通知書		
滞納者 住（居）所	年　月　日	
様 <u>香川県知事</u> <u>（香川県県税事務所長）</u>	回	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求をしました。 <u>国税徴収法第82条第2項</u> の規定により通知します。		
略		

## 第100号様式の2（その2）（第47条関係）

交付要求通知書		
権利者等 住（居）所	年　月　日	
様 <u>香川県県税事務所長</u>	回	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により交付要求をしました。		
略		
注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。		

## 第100号様式の2（その2）（第47条関係）

交付要求通知書		
権利者等 住（居）所	年　月　日	
様 <u>香川県知事</u> <u>（香川県県税事務所長）</u>	回	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求をしました。 <u>国税徴収法第82条第3項</u> の規定により通知します。		
略		

## 注意

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正當な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

## 第100号様式の3（第47条関係）

参 加 差 押 書			
年 月 日			
執行機関名 殿 香川県県税事務所長 団			
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により参加差押えをします。			
略			
参 加 差 押 財 産			
	執行機関名	差 押 年 月 日	
注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この参加差押書作成の日までのものです。			

## 第100号様式の3（第47条関係）

参 加 差 押 書			
年 月 日			
執行機関名 殿 香川県知事 団 (香川県県税事務所長)			
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、 <u>国税徴収法第86条第1項</u> の規定により参加差押えをします。			
略			
参 加 差 押 財 産			
	執行機関名	差 押 年 月 日	
備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この参加差押書作成の日までのものです。			

## 第100号様式の4（第47条関係）

参 加 差 押 調 書			
年 月 日			
香川県県税事務所長 団			
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により参加差押えをしました。			
略			

## 第100号様式の4（第47条関係）

参 加 差 押 調 書			
年 月 日			
香川県知事 団 (香川県県税事務所長)			
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、 <u>国税徴収法第86条第1項</u> の規定により参加差押えをする。			
略			

## 第100号様式の5（その1）（第47条関係）

参 加 差 押 通 知 書		
滯 納 者 住（居）所	年 月 日	
様		
香川県県税事務所長	印	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により参加差押えをしました。		
略		

## 第100号様式の5（その1）（第47条関係）

参 加 差 押 通 知 書		
滯 納 者 住（居）所	年 月 日	
様		
香川県知事 (香川県県税事務所長)	印	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、 <u>参加差押え</u> をしました。 <u>国税徴収法第86条第2項</u> の規定により通知します。		
略		

## 第100号様式の5（その2）（第47条関係）

参 加 差 押 通 知 書		
権利者等 住（居）所	年 月 日	
様		
香川県県税事務所長	印	
下記の滞納金額を徴収するため、 <u>地方税法</u> （及び（並びに） <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</u> ）の規定により参加差押えをしました。		
略		

## 第100号様式の5（その2）（第47条関係）

参 加 差 押 通 知 書		
権利者等 住（居）所	年 月 日	
様		
香川県知事 (香川県県税事務所長)	印	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、 <u>参加差押え</u> をしました。 <u>国税徴収法第86条第4項</u> の規定により通知します。		
略		

## 第100号様式の6（その1）（第47条関係）

売却決定通知書	
買受人 住（居）所 様	年　月　日
<u>香川県県税事務所長</u> 団	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。	
略	

## 第100号様式の6（その1）（第47条関係）

売却決定通知書	
買受人 住（居）所 様	年　月　日
<u>香川県知事</u> 団 <u>（香川県県税事務所長）</u>	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。	
国税徴収法第118条の規定により通知します。	
略	

## 第100号様式の6（その2）（第47条関係）

売却決定通知書	
買受人 住（居）所 様	年　月　日
<u>香川県県税事務所長</u> 団	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。あなたに下記の財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。	
略	

## 第100号様式の6（その2）（第47条関係）

売却決定通知書	
買受人 住（居）所 様	年　月　日
<u>香川県知事</u> 団 <u>（香川県県税事務所長）</u>	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。あなたに下記の財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。	
国税徴収法第118条の規定により通知します。	
略	

## 第100号様式の6（その3）（第47条関係）

売却決定通知書	
年　月　日	
第三債務者等 住（居）所 様	
<u>香川県県税事務所長</u> 印	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。	
略	

## 第100号様式の7（第47条関係）

配当計算書					
年　月　日					
<u>香川県県税事務所長</u> 印					
国税徴収法第129条の規定により、下記のとおり換価代金等を配当します。 なお、この処分については、地方税法_____（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定により、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものとされています。					
略					
支 出	債権者の住（居）所 及び氏名	<u>香川県県税事務所長が確認した債権額</u>	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
略					

## 第100号様式の6（その3）（第47条関係）

売却決定通知書	
年　月　日	
第三債務者等 住（居）所 様	
<u>香川県知事</u> 印 <u>（香川県県税事務所長）</u>	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。	
国税徴収法第122条第1項の規定により通知します。	
略	

## 第100号様式の7（第47条関係）

配当計算書					
年　月　日					
<u>香川県知事</u> 印 <u>（香川県県税事務所長）</u>					
下記のとおり、換価代金等を配当する。 国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。					
略					
支 出	債権者の住（居）所 及び氏名	<u>香川県知事が確認した債権額</u> <u>（香川県県税事務所長）</u>	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
略					

付 表

略								
交付 要求 に係る 國税、 地方税	受付年月日	交付要求機関	税目等	法定納期限等	香川県県税事務所長が確認した金額	配当順位	配当金額	備考
					円		円	

  

略								
私 債 權	債権者の住(居)所及び氏名	債権の種類	担保権等の設定年月日	香川県県税事務所長が確認した金額	配当順位	配当金額	備考	
				円		円		

  

略
---

付 表

略								
交付 要求 に係る 國税、 地方税	受付年月日	交付要求機関	税目等	法定納期限等	香川県知事が確認した金額 (香川県県税事務所長)	配当順位	配当金額	備考
					円		円	

  

略								
私 債 權	債権者の住(居)所及び氏名	債権の種類	担保権等の設定年月日	香川県知事が確認した金額 (香川県県税事務所長)	配当順位	配当金額	備考	
				円		円		

  

略
---

第100号様式の8（その1）（第47条関係）

検索調書
年月日
(所属名)
香川県職員
氏名印
滞納処分のため下記のとおり <u>検索しました。</u>
略

第100号様式の8（その1）（第47条関係）

検索調書
年月日
(所属名)
香川県職員
氏名印
滞納処分のため下記のとおり <u>検索したから、国税徴収法第146条第1項の規定</u> によりこの調書を作る。
略

## 第100号様式の8（その2）（第47条関係）

検索調書	
年 月 日	
(所属名)	
香川県職員	
氏	名 (印)
滞納処分のため下記のとおり <u>検索しました。</u>	
略	
備 考	下記の財産を <u>占有しました。</u>
略	

## 第100号様式の8（その2）（第47条関係）

検索調書	
年 月 日	
(所属名)	
香川県職員	
氏	名 (印)
滞納処分のため下記のとおり <u>検索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。</u>	
略	
備 考	下記の財産を <u>占有した。</u>
略	

上記検索調書謄本記載の財産の保管を命じます。

年 月 日
様
(所属名)
香川県職員 氏
名 (印)
上記財産は通知のあるまで無償で保管します。
年 月 日
(印)

## 第100号様式の8（その3）（第47条関係）

検索調書	
年 月 日	
(所属名)	
香川県職員	
氏 名 ㊞	
<p>滞納処分のため下記のとおり<u>検索しました。</u></p> <p>略</p>	
備 考	下記の財産を搬出しました。
略	

## 第100号様式の8（その3）（第47条関係）

検索調書	
年 月 日	
(所属名)	
香川県職員	
氏 名 ㊞	
<p>滞納処分のため下記のとおり<u>検索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。</u></p> <p>略</p>	
備 考	下記の財産を搬出した。
略	

第111号様式（第48条関係）

犯則事件報告書

犯則嫌疑者

本籍

住所

職業

氏名又は名称

生年月日

次の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ、別紙てん末書のとおりであるから、一件書類及び証拠物件を次の目録のとおり添付して報告する。

年月日

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏

名㊞

香川県県税事務所長 殿

記

略

備考 略

(付表)

略

第111号様式（第48条関係）

犯則事件報告書

犯則嫌疑者

本籍

住所

職業

氏名又は名称

生年月日

次の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ、別紙てん末書のとおりであるから、一件書類及び証拠物件を次の目録のとおり添付して報告する。

年月日

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏

名㊞

香川県知事

(香川県県税事務所長) 殿

記

略

備考 略

(付表)

略

## 第112号様式（第48条関係）

## 通 告 書

犯則者

本 籍

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

地方税法（香川県税条例）違反事件につき、（勤務所）香川県犯則事件調査徴稅吏員香川県職員何某の報告に基づいて調査したところによれば何某は 年  
月 日何処で何々（犯則事件を詳記する）したものであります。

上記の行為は、地方税法（香川県税条例）第 条に違反し同法（同条例）第 条に該当するものでありますから、同法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により処分しなければなりません。

よって、次に掲げる金額を、この通知書の送達を受けた日から20日以内に香川県県税事務所に納付することを命じます。

証拠物件として差押え（領置）してある何々は通告履行の後還付します。

一金 何 税 罰金（科料）に相当する金額

一金 何 税 処分費

なお、期限までに納付しないときは、検察官に告発するから念のため申し添えます。

上記地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により通告します。

□

年 月 日

香川県県税事務所長

□

住 所

様

備考 年月日の箇所に、香川県県税事務所の印を押印すること。

## 第112号様式（第48条関係）

## 通 告 書

犯則者

本 籍

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

地方税法（香川県税条例）違反事件につき、（勤務所）香川県犯則事件調査徴稅吏員香川県職員何某の報告に基づいて調査したところによれば何某は 年  
月 日何処で何々（犯則事件を詳記する）したものであります。

上記の行為は、地方税法（香川県税条例）第 条に違反し同法（同条例）第 条に該当するものでありますから、同法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により処分しなければなりません。

よって、次に掲げる金額を、この通知書の送達を受けた日から20日以内に香川県（香川県県税事務所）に納付することを命じます。

証拠物件として差押え（領置）してある何々は通告履行の後還付します。

一金 何 税 罰金（科料）に相当する金額

一金 何 税 処分費

なお、期限までに納付しないときは、検察官に告発するから念のため申し添えます。

上記地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により通告します。

□

年 月 日

香川県知事

□

（香川県県税事務所長）

住 所

様

備考 年月日の箇所に、香川県又は香川県県税事務所の印を押印すること。

第113号様式（第48条関係）

告 発 書  
本 籍  
住 所  
職 業  
氏名又は名称  
生年月日

上記の者の地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について、次の事由により地方税法第 条及び国税犯則取締法第 条第 項の規定により告発します。

年 月 日

（勤務所）

香川県県税事務所長（県税犯則事件調査徴税吏員）

香川県職員 氏 名⑩

検察庁検察官殿

記

略

備考 1～6 略

（付表1）～（付表3） 略

第113号様式（第48条関係）

告 発 書  
本 籍  
住 所  
職 業  
氏名又は名称  
生年月日

上記の者の地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について、次の事由により地方税法第 条及び国税犯則取締法第 条第 項の規定により告発します。

年 月 日

（勤務所）

香川県知事 （若しくは香川県県税事務所長又は原税犯則事件調査徴税吏員）

香川県職員 氏 名⑩

検察庁検察官殿

記

略

備考 1～6 略

（付表1）～（付表3） 略

第114号様式（第48条関係）

差押（領置）物件引継通知書

一 何々 何 稅  
一 何々 何 稅

何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関する上記の差押（領置）物件は、 年 月 日事件を 檢察庁検察官に告発したため、当該検察官に保管証をもって引き継いだから通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長

印

保管者 様

第114号様式（第48条関係）

差押（領置）物件引継通知書

一 何々 何 稅  
一 何々 何 稅

何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関する上記の差押（領置）物件は、 年 月 日事件を 檢察庁検察官に告発したため、当該検察官に保管証をもって引き継いだから通知します。

年 月 日

香川県知事

印

(香川県県税事務所長)

保管者 様

第115号様式（第48条関係）

通 知 書

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ犯則の心証を得なかったので、地方税法第 条及び国税犯則取締法第19条により通知します。

なお、証拠物件の差押え（領置）は、これを解除します。

年 月 日

香川県県税事務所長

印

様

第115号様式（第48条関係）

通 知 書

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ犯則の心証を得なかったので、地方税法第 条及び国税犯則取締法第19条により通知します。

なお、証拠物件の差押え（領置）は、これを解除します。

年 月 日

香川県知事

（香川県県税事務所長）

様

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。